

令和7年度関係人口創出民間提案事業補助金募集要項

1 目的

この事業は、本市の関係人口の創出につながる民間の提案に係る取組に対し支援するものである。

2 用語の定義

(1) 関係人口

石川県外に居住しながら、本市のコミュニティやまちづくりに継続的に関わる者をいう。

(2) 民間事業者等

民間事業者、NPO団体、その他の民間団体をいう。

3 補助の対象事業

対象事業は、下記の（1）または（2）とし、また、その取組が他の地域や民間事業者等のモデルとなるものを対象とする。

（1）県外の住民等と本市の地域や住民等が交流を深める取組

（2）県外の住民等が、本市の地域の活性化や地域課題の解決を図る取組

※（2）の「地域の活性化や地域課題の解決」については、以下を参考とすること

「金沢市都市像」、「金沢市未来共創計画」、「金沢市人口ビジョン」、

「第3次金沢版総合戦略」等

ただし、上記（1）及び（2）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象としない。

①他の補助金等の交付を受けている事業

②申請経費の内容や補助金の使途が不透明であるなど、当該事業の趣旨に合致しないと認められる事業

4 補助の対象者

補助の対象団体は以下のすべての要件を満たすものとする。

（1）関係人口の創出に取り組む民間事業者等で、補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

（2）補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

（3）市税の滞納がないこと。

（4）過去3年以内に本市から補助金交付決定の取消しを受けた者ではないこと。

（5）本市からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。

（6）過去3年以内に情報管理の不備等を理由に本市との契約を解除されている者で

- ないこと。
- (7) 政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
- (9) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
- (10) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行うおそれがある者ではないこと。

5 補助率、補助限度額、採択件数

補助率、補助限度額、採択件数は、次のとおりとする。

算出した補助金の額に、10,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

事業の区分	補助率	補助限度額	採択件数
今年度新たに実施する事業	3分の2以内	500千円	
昨年度関係人口創出民間提案モデル事業で採択された事業	2分の1以内	400千円	5件程度

【参考】次年度以降、同様の事業を採択する場合における補助率及び補助限度額は、2年目がそれぞれ「2分の1」「400千円」、3年目はそれぞれ「3分の1」「300千円」とする。

6 対象経費

対象経費は、以下のとおりとする。

(1) 諸謝金

取組を遂行するために必要な専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費

(2) 旅費

取組を遂行するために必要な国内旅費。なお、執行に当たっては、必要人数を十分精査すること。また、本事業の性質上、外国への旅費に関しては認められない。

(3) 会議費

取組を遂行するために必要な会議等の開催に要した経費

(例 飲み物代、茶菓代など)

(4) 消耗品費

取組を遂行するために必要な事業用の消耗品等の経費

(5) 印刷製本費

取組に係る説明会やセミナーの資料など、本事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷や製本に要した経費

(6) 委託費

取組を遂行する上で必要となる補完的な定型業務等について、当該業務を委託する経費。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の30%を超えないこと。

(7) 貸借料

取組を遂行するために必要となる機械器具や交通用具、会場等の借上げ経費

(8) 通信運搬費

本事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費（例　郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費）

(9) その他

上記以外で必要となる経費がある場合については、事前に相談すること。

なお、取組の遂行に直接関係のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等経費、取組の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）や本事業の目的に照らして適当で無い経費（単なる地域に関する情報発信に係る経費、イベント等の参加者の在宅地から現地までの交通費や滞在にかかる宿泊費、飲食費等）には使用できない。

7 補助対象事業実施期間

補助対象期間は、補助が決定した日から、原則令和8年1月31日（土）までとする。

8 申請方法

次の書類を募集期間内に、郵送又はメールで提出すること。

【申請書類】

- ① 事業計画書（様式A）
- ② 収支予算書（様式B）
- ③ 申請者の事業内容、活動概要がわかるもの

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市都市政策局 地域力再生課 宛

TEL：076-220-2034 FAX：076-264-2535

アドレス：chiikiryoku@city.kanazawa.lg.jp

9 募集期間

募集期間は、令和7年4月10日（木）～令和7年5月8日（木）までとする。

10 選考方法、選考基準等

(1) 選考方法

選考方法は、以下のとおりとする。

- ① 1次審査（書類審査）
- ② 2次審査（プレゼンテーション審査）※オンラインも可

(2) 選考基準

- ① 関係人口の創出に資する取組として、モデル性を有していること
- ② 次年度以降、自立または自走により効果発現が期待できること
- ③ 本市の地域や住民に事業効果が及ぶこと
- ④ 日程や場所などの設定が現実的で、確実に実現できること
- ⑤ 持続的かつ今後の展開が期待されること
- ⑥ 従来認識していなかった課題への先駆的な提案であり、その内容に工夫や努力が見られること
- ⑦ 他団体や行政、企業とのつながりや連携が具体的にみえること
- ⑧ 委託費用に対して、事業効果が認められるものとなっていること

(3) 最終選考結果の通知

審査の結果については、概ね1週間以内に、文書で通知する。

11 交付決定等

(1) 交付申請

採択となった団体は、採択決定通知後15日以内に交付申請書（様式第1号）を提出すること。

(2) 交付決定通知

交付申請書を審査後、交付決定通知を送付する。

(3) 補助事業への着手

補助事業には、(2)交付決定通知の受領後に着手すること。交付決定前に実施した事業に係る経費は補助の対象外とする。

12 事業実施に当たっての留意事項

事業を実施する際は、以下の点に留意しなければならない。

- ①事業の実施にあたり関係法令、要項を遵守すること。
- ②補助事業者が関係法令、要項に違反等した場合は、交付決定の取消や補助金の返還を命ずることがある。
- ③事業において取り扱う個人情報の保護及び情報セキュリティに関する体制等を整備すること。
- ④一般参加者の安全を十分確保した上で事業を実施すること。
- ⑤市の求めに応じて、事業の進捗報告や資料提供を行うこと。

13 実績報告等

(1) 実績報告

補助事業者は、補助対象事業が終了してから15日以内又は令和8年1月31日までのいずれか早い日までに、実績報告書（様式第2号）、報告資料（3～5ページ程度）及び必要添付書類（事業実施状況が分かる写真、支出証拠書類の写し等）を郵送又はメールにて提出すること。

【留意事項】

- ①事業実施状況が分かるよう写真を撮影し、記録すること。
- ②事業の実績資料等を市のホームページに掲載し、その事業を広くPRすることがある。
- ③事業実施に係るすべての支出証拠書類（領収書等）を5年間保管すること。

(2) 補助金の支払い

補助金は交付すべき額が確定した後に、請求により支払うものとする。

ただし、事業の推進に必要があると認めるとときは、補助金の交付決定通知をした後に請求により概算払いをすることができる。

14 その他留意事項

- ①募集期間終了後に提出書類の差し替えは認めない。ただし、事務局から求めがあった場合はこの限りではない。
- ②提出書類は事務局において審査の資料として使用し、その他の目的には使用しない。

15 スケジュール（予定）

令和7年4月10日	募集開始
5月8日	募集締切（必着）
5月下旬	審査（書面審査、プレゼンテーション審査）
6月上旬	補助事業開始
令和8年1月末まで	実績報告